

助成対象経費・対象外経費について（杉並区まちづくり助成）

（1）学習活動費

経費項目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師謝礼 ・ 謝礼金の代わりに渡す菓子折等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成団体の構成員に対する人件費 ・ 団体関係者が講師やボランティアとなり活動する際の謝礼
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習活動に要する会場使用料 ・ 学習活動に要する施設等の入場料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習活動以外の会場使用料、施設等の入場料
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見学会の下見に要する交通費 ・ 見学会に要する参加者の交通費 ・ 中間報告会に参加するための交通費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成団体の構成員に対する交通費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習活動に使用する事務用品、教材、資料作成のための消耗品の購入費用 ・ 安全対策上必要と思われる水、お茶等（炎天下でのまち歩きなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象事業以外に使用する消耗品等の購入費用 ・ 比較的長くその商品価値をとどめるもの、長期の使用に耐えるもの ・ 配布を目的とした物品

（2）広報活動費

経費項目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ、パンフレット、ポスターの印刷製本費 ・ 会報、ニュースの発行 ・ 会議資料コピー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象事業以外に要するコピー代、印刷製本費
郵送料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動用印刷物を送付するための切手代等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動以外に要する切手代等

(3) 事務運営・事業実施費

経費項目	対象となる経費 (例)	対象とならない経費 (例)
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催に伴う外部への賞品、参加賞 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弔慰金、見舞金 ・ 贈呈を目的とした経費 ・ 参加賞における金券(図書カード、文房具券、ポイント還元など)
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象事業を開催するための会場使用料 ・ 助成対象事業を開催するための施設等の入場料 ・ 助成対象事業に要する機器や物品のリース料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所として使用するための施設使用料 ・ 家賃、水道光熱費
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント保険掛金 ・ ボランティア保険掛金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者が任意で加入する保険料等
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場設営費等の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該助成事業の再委託経費 ・ 事務所の管理委託経費
郵送料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象事業に係る文書を送付するための切手代等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象事業以外に要する切手代等
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費を振り込む際の振込手数料 ・ 官公庁などへの許可や届出にかかる手数料 	
食糧費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食、接待などの経費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体運営に使用する事務用品、コピー用紙、プリンタインク等の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体運営に使用するパソコン、タブレット端末、プリンター等の備品の購入費用

助成対象外経費の考え方

- * 団体の維持経費、経常経費及び人件費は助成対象になりません。
- * 賞品や参加賞において、活動が伴わず配布をするのみ(ばらまき型)の場合や、金券類(現金、商品券、商品と交換でキャッシュバック等)は、助成対象外とします。
- * 領収書等がないなど、使途が不明なものは助成対象になりません。
- * 助成対象事業の活動目的に沿わない活動経費は、助成対象外とします。